

レポートなどの提出物における注意事項

盗用・剽窃についての注意

大学では、レポートなどの提出物で成績評価されることが少なくない。高校時代にも感想文などを提出した経験があると思うが、大学ではオリジナリティが求められる。単に既存の資料やホームページを調べて写すだけでは不十分であり、自分なりに考察する必要がある。すなわち、大学で要求されるのはオリジナリティであり、たとえば実習後のレポートでは、

- 実験結果についての自分なりの解釈、考察
- 自ら立案した調査によるデータと解析
- 既存の事実への新たな視点からの解釈
- 既存の資料を新たな見地から再構成
- 既成の考え方への独自の反論

などが盛り込まれている必要がある。

もう一つ重要なことは、レポート内で自分自身が考察したオリジナルな部分と既存の資料やホームページを調べて写した部分を明確に区別することである。他人の考えやアイデアをあたかも自分のオリジナルなもののように書くことは、盗用・剽窃とみなされる。これは試験のカンニングと同じで、許されることではない。また著作権など知的所有権を冒す行為として処罰されたり、損害賠償を請求されたりする可能性もある。

レポートなどで盗用・剽窃が行われた場合は、その科目が不合格になるだけでなく、悪質な場合は戒告、停学、退学などの処分を受けたり、医学生として相応しくない行為として留年となったりする可能性がある。ルールを守ってオリジナリティのあるレポートを提出すること。なお、本学では盗用・剽窃を検索するコンピューターソフトを導入してチェックしている。

次の行為は明らかな盗用である。

- 既存の資料やホームページにある他者の文章を、出典を明示せずに、自分のレポートに自分で書いたかのように記載すること。
- 同級生や先輩が作成した文章を書きうつして自分が作成したかのようにすること。

なお、語尾や文体を少し変えても意味がない。同罪である。

出典の明示については、引用や参照という言葉がよく用いられる。一般には「引用」とは、文章をそのまま直接引いてくることを、「参照」は他の文章の内容を踏まえたり言及したりすることを指す。

付記

このことは電子カルテ記載でも同様ある。Student Doctor としてカルテ記載を行う場合に教員、スタッフ、研修医、上級生、同級生の記載内容を丸写し(コピー & ペースト)するのは盗用・剽窃に該当する。検査データなどは止むを得ない場合もあるが、患者さんの訴え、診察所見、そして特にアセスメントや鑑別診断などは自分自身の観察に基づき、自分で考えて記載すること。学生による電子カルテ記載は患者さんのための記録という事に加えて、自分自身の学修と経験を目的にしていることを肝に銘じなければならない。度重なる場合や悪質な場合は、アンプロフェッショナルとしての評価または懲戒の対象となる。

(注意)

本文書の作成にあたっては、神戸大学経済学部の文書
(<https://www.econ.kobe-u.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2023/04/report-hyosetsu.pdf>) ならびに早稲田大学教育学部の文書 (<http://www.waseda.jp/fedu/edu/students/record/>) を参考にしている。詳しく知りたい場合は、上記にアクセスして確認すること。